

**北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市特定健康診査等実施計画  
(令和6年度～令和11年度)(案)**

**【趣旨目的】**

健診データやレセプトデータを活用し、被保険者の健康に資する保健事業を実施するため、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画として、「北本市国民健康保険データヘルス計画」を定め、効率的・効果的な保健事業を展開してきました。

また、同様に「北本市第三期特定健康診査等実施計画」を定め、効果的な保健指導の実施に努めてきました。

このたび、この2つの次期の計画として、令和6年度から令和11年度までの6年間に取り組むべき保健事業、そして、特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法を定めた「北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市特定健康診査等実施計画(令和6年度～令和11年度)」を一体的に策定することにより、引き続き、被保険者の健康の増進を図ります。

**【根拠法】**

国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等

**【計画期間】**

令和6年度から令和11年度まで

**【計画の目指す姿】**

被保険者が自分の健康状態を正確に把握し、生活習慣病の予防や病気の早期発見をすることで、被保険者の健康維持につながることから、「被保険者が健康を意識する環境の整備」を本計画の目指す姿に定めます。

被保険者が健康を意識する環境の整備

**【データヘルス計画】**

**保健事業の体系**

**事業1 特定健診受診率向上対策事業**

- ・特定健診の未受診者を対象とした受診勧奨はがきの送付を行う。
- ・生活習慣病の早期発見や重症化予防の大切さ等、特定健診に対する理解を深める。
- ・特定健診の検査項目を含む人間ドック受診者への補助を行う。

**事業2 特定保健指導終了率向上対策事業**

- ・特定保健指導の対象者に対し、受診勧奨を行う。
- ・特定保健指導を利用しやすい環境を整える。

**事業3 糖尿病性腎症重症化予防事業**

- ・糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者に医療機関への受診勧奨を行うとともに、糖尿病性腎症で治療中の患者に対して保健指導を実施する。

**事業4 健診異常値未受診者勧奨事業**

- ・高血圧症・脂質異常症が疑われる人に受診勧奨を行う。

**事業5 受診適正化事業**

- ・受診適正化に係る事業として、服薬状況通知等を発送する。

## **事業6 ジェネリック医薬品差額通知発送事業**

- ・先発医薬品利用者のうち、ジェネリック医薬品通知により医療費の削減が見込まれる対象者へ差額通知を送付する。

### **【特定健康診査等実施計画】**

#### **特定健診の実施方法**

- ・対象者  
本市の国民健康保険被保険者のうち、実施年度中に40歳から74歳となる方（実施年度中に75歳になる75歳未満の方も含む）とします。
- ・実施場所  
本市が定める医療機関において個別健診として実施します。
- ・実施項目  
最新版の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」及び「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている内容に基づき行います。

#### **特定保健指導の実施方法**

- ・対象者  
特定健診の結果から、フローチャートに基づいて内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因（高血糖、脂質異常、高血圧）の数、喫煙歴の有無により対象者の階層化・選定を行います。
- ・実施場所  
市内公共施設等において実施します。
- ・実施内容  
最新版の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」及び「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている内容に基づき行います。

### **計画策定のために実施した事項（令和5年12月1日現在）**

- ・北本市国民健康保険データヘルス計画評価検討委員会 2回
- ・北本市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画（2024年度～2029年度）策定幹事会 2回
- ・北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会 3回